



第 425 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定 価 1 部 60 円

保安講習はじまる

石コン、化学、給油、ローリー、その他

大阪府平成元年度の危険物取扱者保安講習は、別掲のとおり、大阪府下全域で、7月から来年2月にかけて、延40回開催の予定である。

講習は①石油コンビナート ②化学工場 ③給油取扱所 ④タンクローリー ⑤その他、と5部門に分けて開催するので、原則として業種区分の講習を受講されたい。

なお、申込書様式は一部改訂して5月下旬各消防署に配布の予定。

平成元年度 危険物取扱者保安講習実施予定表

◇石油コンビナート関係

(回数)	(開催日時)	(会 場)	
* 1	9/21(木)午後	臨海センタービル	堺 市
* 2	9/28(木)午後	〃	〃
3	10/18(水)午後	大阪此花会館	大 阪 市
* 4	10/19(木)午前	臨海センタービル	堺 市
* 5	10/19(木)午後	〃	〃
* 6	10/26(木)午前	〃	〃
* 7	10/26(木)午後	〃	〃

◇化学工場関係

8	7/14(金)午前	大阪府立労働センター	大 阪 市
9	7/18(火)午後	〃	〃
10	10/25(水)午後	大阪府商工会館	〃
11	2/15(木)午後	〃	〃

◇ローリー関係

12	9/2(土)午後	トラック協会会館	大 阪 市
* 13	10/4(水)午後	大阪市消防学校	東大阪市
* 14	10/12(木)夜	臨海センタービル	堺 市

◇給油取扱所関係

* 15	7/6(木)午後	堺市民会館	堺 市
16	7/14(金)午後	大阪府立労働センター	大 阪 市
17	7/19(水)午後	大阪府商工会館	〃
* 18	10/3(金)午後	大阪市消防学校	東大阪市

◇その他一般

* 19	7/7(金)午後	堺市民会館	堺 市
20	7/18(火)午前	大阪府立労働センター	大 阪 市
21	7/26(水)午前	大阪府商工会館	〃
22	7/26(水)午後	〃	〃
23	7/28(金)午後	貝塚市福祉センター	貝 塚 市
24	10/17(火)午前	大阪府立労働センター	大 阪 市
25	10/17(火)午後	〃	〃
26	10/24(火)午後	和泉解放総合センター	和 泉 市
27	10/27(金)午後	守口市文化センター	守 口 市
28	11/1(水)午後	八尾市消防本部	八 尾 市
29	11/2(木)午後	高槻市消防本部	高 槻 市
30	11/6(月)午後	吹田メシアター	吹 田 市
31	2/上旬 午後	堺勤労会館	堺 市
32	2/14(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
33	2/16(金)午後	〃	〃
34	2/19(月)午前	〃	〃
35	2/19(月)午後	〃	〃
36	2/下旬 午後	北河内府民センター	枚 方 市
37	2/下旬 午後	茨木市商工会館	茨 木 市
38	2/下旬 午後	豊中市市民会館	豊 中 市
39	2/26(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
40	2/下旬 午後	信用組合弘容ビル	東大阪市

(注① *印は駐車場あり。

②2月以降の分は、12月頃確定の予定。)

危険物の規制に関する政令等の一部を 改正する政令等の施行について (その3)

(平成元年3月1日、消防危第14号、消防特第34号、消防庁次長通達)

第3 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の 基準に関する事項

4 屋外タンク貯蔵所の基準

(1) 令第11条第1項の屋外タンク貯蔵所の基準

ア 屋外タンク貯蔵所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと(規則第11条第4号)。

イ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれがある液体の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口付近には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けることとされたこと(令第11条第1項第10号ニ)。

ウ ポンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下の地盤面に高さ0.15m以上の囲いを設けることとされているが、危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる自治省令で定める措置を講じた場合には、当該囲いに代替することができるものとされたこと(令第11条第1項第10号の2ル)。

エ 屋外貯蔵タンクの弁の材質として、鋳鋼と同等以上の機械的性質を有する材料が認められたこと(令第11条第1項第11号)。

オ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと(規則第13条の5)。

(2) 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所について、令第11条第1項の基準の特例が定められたこと(令第11条第2項、規則第22条の2)。なお、当該屋外タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第11条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

(3) アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所について、令第11条第1項の基準を超える特例が定められたこと(令第11条第3項、規則第22条の2の2から第22条の2の4まで)。なお、規則第22条の2の3及び第22条の2の4で特例を定めていない事項については、令第11条第1項の基準が適用になるものであること。

(4) 原油、灯油、軽油又は重油を海上タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所のうち、海上タンクを容量10万kℓ以下ごとに水で満たした二重の隔壁で完全に区分し、かつ、海上タンクの側部及び底部を水で満たした二重の壁の構造としたもの(規則第22条の2の5第3号)について、令第11条第1項の基準の特例が定められたが(規則第22条の3の3)、当該特例基準の詳細等については、別途通知する予定であること。なお、規則第22条の3の3第3項で特例を定めていない事項については、規則第22条の3の3第2項で適用しないとされている事項を除き、令第11条第1項の基準が適用になるものであること。

消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

5 屋内タンク貯蔵所の基準

(1) 令第12条第1項の屋内タンク貯蔵所の基準

本項の基準は、タンク専用室を平家建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所について規定したものであること。

ア 屋内貯蔵タンクのポンプ設備の基準について、タンク専用室の存する建築物以外の場所及びタンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備にあつては、屋外貯蔵タンクのポンプ設備の基準の例によることとされたこと。また、タンク専用室に設けるポンプ設備にあつては、堅固な基礎の上に固定するとともに、その周囲にタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上の不燃材料で造った囲いを設けるか、又はポンプ設備の基礎の高さをタンク専用室の出入口のしきいの高さ以上とすることとされたこと（令第12条第1項第9号の2、規則第22条の5）。

イ 屋内貯蔵タンクの弁について、鋳鋼と同等以上の機械的性質を有する材料が認められたこと（令第12条第1項第10号）。

ウ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと（規則第13条の5）。

エ タンク専用室の延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とするとともに、当該開口部には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けることとされたこと（令第11条第1項第12号、第14号）。

(2) 令第12条第2項の屋内タンク貯蔵所の基準

本項の基準は、タンク専用室を平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所について規定したものであること。なお、当該屋内タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物は、引火点が40℃以上の第4類の危険物に限られるものであること（令第12条第2項柱書）。

ア 屋内貯蔵タンクのポンプ設備の基準について、タンク専用室の存する建築物以外の場所及びタンク専用室の存する建築物のタンク専用室以外の場所に設けるポンプ設備にあつては、屋外貯蔵タンクのポンプ設備の基準の例によることとされたこと。また、タンク専用室に設けるポンプ設備にあつては、堅固な基礎の上に固定するとともに、その周囲に高さ0.2m以上の不燃材料で造った囲いを設ける等漏れた危険物が流出し、又は流入しないように必要な措置を講ずるものとされたこと（令第12条第2項柱書においてその例による第12条第1項第9号の2、第12条第2項第2号の2、規則第22条の6）。

イ 屋内貯蔵タンクの弁の材質として、鋳鋼と同等以上の機械的性質を有する材料が認められたこと（令第12条第2項柱書においてその例による令第12条第1項第10号）。

ウ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと（規則第13条の5）。

(3) アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所について、令第12条第1項の基準を超える特例が定められたこと（令第12条第3項、規則第22条の7から第22条の9まで）。なお、規則第22条の8及び第22条の9で特例を定めていない事項については、令第12条第1項の基準が適用になるものであること。

6 地下タンク貯蔵所の基準

(1) 令第13条第1項の地下タンク貯蔵所の基準

ア 地下貯蔵タンクのポンプ設備の基準について、屋外貯蔵タンクのポンプ設備の基準に準じて定められたこと（令第13条第1項第9号の2）。

イ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと（規則第13条の5）。

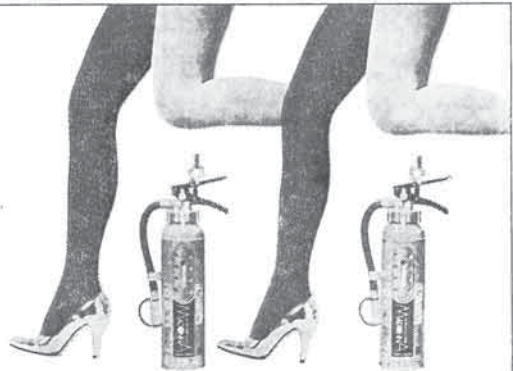
ウ 電気設備は、製造所の電気設備の例によるものと

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタ 島田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



されたこと (令第13条第1項第12号)。

- (2) アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク貯蔵所について、令第13条第1項の基準を超える特例が定められたこと (令第13条第2項、規則第24条の2、第24条の2の2)。なお、規則第24条の2の2で特例を定めていない事項については、令第13条第1項の基準が適用になるものであること。

7 簡易タンク貯蔵所の基準

簡易貯蔵タンクを専用室内に設置する場合には、当該専用室の延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とするとともに、窓又は出入口に用いるガラスは網入ガラスでなければならないこととされたこと (令第14条第1号においてその例による令第12条第1項第14号、第15号)。

8 移動タンク貯蔵所の基準

- (1) 令第15条第1項の移動タンク貯蔵所の基準

ア 移動貯蔵タンク、間仕切並びにマンホール及び注入口のふたについて、厚さ3.2mm以上の鋼板と同等以上の機械的性質を有する材料が認められたこと (令第15条第1項第2号、第3号、第5号)。また、防波板について厚さ1.6mm以上の鋼板と同等以上の機械的性質を有する材料が認められ、防護枠について厚さ2.3mm以上の鋼板と同等以上の機械的性質を有する材料が認められたこと (令第15条第1項第3号、規則第24条の3第2号イ)。

イ 移動貯蔵タンクに可燃性蒸気回収設備を設ける場合には、当該設備は可燃性の蒸気が漏れるおそれのない構造とすることとされたこと (令第15条第1項第6号)。

ウ 被牽引自動車に固定された移動貯蔵タンクであっても、移送中における危険物の漏えい事故等の防止の観点から側面枠を設けるものとされたこと (規則第24条の3第1号ハ)。

エ 移動貯蔵タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすることとされたこと (令第15条第1項第13号)。

- (2) 移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両に積み替えるための構造を有するもの (以下「積載式移動タンク貯蔵所」という。) について、令第15条第1項の基準の特例が定められたこと (令第15条第2項、規則第24条の5)。危険物を貯蔵した状態で移動貯蔵タンクの積替えを意図した移動タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準によるものであること。また、規則第24条の5第4項で特例を定めていない事項については、令第15条第1項の基準 (規則第24条の5第3項各号に掲げる特例基準を含む。) が適用になるものであること。なお、比較的少容量の灯油を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所等についても、従来、積載式として区分してきた実態もあるが、本特例基準に適合するもののみが、積載式移動タンク貯蔵所に該当するものであること。

- (3) アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所について、令第15条第1項及び第2項の基準を超える特例が定められたこと (令第15条第4項、規則第24条の7から第24条の9まで)。なお、規則第24条の8及び第24条の9で特例を定めていない事項については、令第15条第1項及び第2項の基準が適用になるものであること。

9 屋外貯蔵所の基準

屋外貯蔵所の定義が改められ、屋外の場所において第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの (硫黄を含有するものうち硫黄以外の危険物は含まれていないものをいう。以下同じ。) 若しくは引火性固体 (引火点が21℃以上のものに限る。) 又は第4類の危険物のうち第二石油類、第三石油類、第四石油類若しくは動植

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
大きく、はばたいています。
今後ともよろしくお願いいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代
本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/倉庫・家屋設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所とされたこと（令第 2 条第 7 号）。

(1) 令第 16 条第 1 項の屋外貯蔵所の基準

本項の基準は、危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について規定したものであること（令第 16 条第 1 項柱書）。

ア 屋外貯蔵所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと（規則第 11 条第 4 号）。

イ 屋外貯蔵所に架台を設ける場合の架台の構造及び設備について定められたこと（令第 16 条第 1 項第 6 号、規則第 24 条の 10）。

(2) 令第 16 条第 2 項の屋外貯蔵所の基準

本項の基準は、塊状の硫黄等（第 2 類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものをいう。以下同じ。）を容器に収納しないで、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について規定したものであり、当該屋外貯蔵所に貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物は、塊状の硫黄等に限られるものであること（令第 16 条第 2 項柱書）。

ア 屋外貯蔵所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと（規則第 11 条第 4 号）。

イ 屋外貯蔵所に架台を設ける場合の架台の構造及び設備について定められたこと（規則第 24 条の 10）。

(3) 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について、令第 16 条第 1 項の基準の特例が定められたこと（令第 16 条第 3 項、規則第 24 条の 12）。なお、当該屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第 16 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるも

のであること。

10 給油取扱所の基準

(1) 給油取扱所の定義に関する事項

ア 給油取扱所の定義が改められ、固定した給油設備（航空機への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。）によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 2,000ℓ 以下のタンクに注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）とされたが（令第 3 条第 1 号）、この改正は、次の理由によるものであること。

ウ 飛行場で航空機に給油する給油取扱所の基準が整備された結果、給油タンク車（レフェューラー）を用いて給油する航空機給油取扱所及び給油配管



空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満町1丁目11番0号 工技研ビル ☎358-9467-8

の先端部に接続するホース機器を備えた車両(サービサー)を用いて給油する航空機給油取扱所を給油取扱所の一形態として法令上明確に位置づける必要が生じたこと。

- (イ) 昭和62年4月28日付け消防危第38号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」により、灯油用固定注油設備から指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク車(十分な安全対策が確保されていると認められる場合については、指定数量以上(2,000ℓ以下)の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所)のタンクに灯油を注入することは、支障がないものとして運用されているが、給油取扱所におけるこうした危険物の取扱い形態についても、法令上明確に位置づけることが適当であること。

イ 現行の第17条第2項の基準は、建築物の全面が屋内に設置されている給油取扱所についてのみ規定しているが、今回の改正により、屋内給油取扱所は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の①給油取扱所の業務を行うための事務所 ②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 ③自動車等の点検・整備を行う作業場 ④自動車等の洗浄を行う作業場 ⑤給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の①給油取扱所の業務を行うための事務所 ②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展

示場 ③自動車等の点検・整備を行う作業場 ④自動車等の洗浄を行う作業場 ⑤給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積の1/3を超える給油取扱所とされたこと(令第17条第2項柱書、規則第25条の6)。

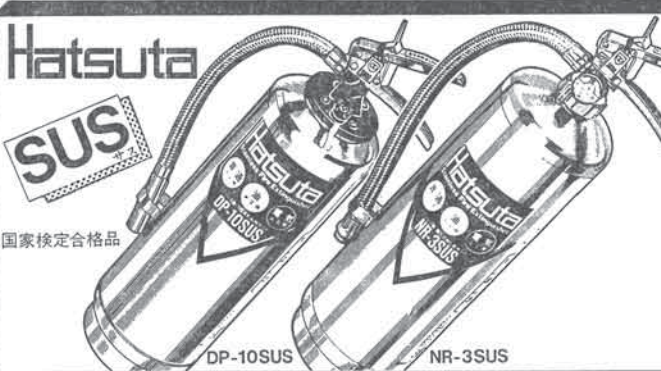
給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積の算定に当たって、当該給油取扱所の上屋等の屋根部分にルーバーが設けられているものにあつては、空間部分も含め当該屋根部分全体の水平投影面積により求めるものであること。

今回定義された屋内給油取扱所に該当する給油取扱所で、既に令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けて設置されているものは、基本的にはないものであるが、市町村長等の判断により従来の上屋等の設置限界を超えて設置が許可されていた給油取扱所も一部存することも考えられることから、このような給油取扱所に関しては、その構造に関して特に経過措置が講じられたものであること(改正令附則第10条第2項、第5項)。なお、このことに伴い、これまで市町村長等の判断により一部地域で行われてきた上屋等に関する令第23条の特例の取扱いは継続しないよう取り扱われたいこと。

- (2) 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る改正の概要は次のとおりであること。なお、詳細については別途通知する予定であること。

ア 懸垂式(ホース機器が屋根、はり等から吊り下げられた形式をいう。)の固定給油設備及び灯油用固定注油設備の基準が整備されたこと(令第17条第1項第1号、第1号の2、第7号、第8号の3、第8号の4、規則第25条の2第5号、第25条の2の2)。

イ 灯油用固定注油設備の周囲の空地(以下「注油空



Hatsuta

SUS

国家検定合格品

DP-10SUS NR-3SUS

ハイグレード満載!

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末-DP-10SUS・20SUS
- 強化液-NR-3SUS・6SUS

ハツタ・ステンレス消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281(代)

大阪支社

〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870

- 地」という。)の基準について定められたこと(令第17条第1項第1号の2から第3号まで)。
- ウ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと(規則第13条の5)。
- エ 固定給油設備又は灯油用固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は灯油用固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとされたこと(令第17条第1項第6号の2)。
- オ 給油取扱所に設ける建築物(屋内給油取扱所においては建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分)のうち、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途に供する部分は、開口部のない耐火構造の壁で当該建築物(屋内給油取扱所においては当該建築物屋内給油取扱所の用に供する部分)の他の部分と区画され、かつ、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造でなければならないこととされたこと(令第17条第1項第10号、第2項第6号、規則第25条の4第4項)。
- カ ポンプ室その他危険物を取り扱う室の構造及び設備について基準が整備されたこと。(令第17条第1項第13号の2)
- キ 給油取扱所の2階部分を店舗、飲食店又は展示場の用途に用いる建築物及び一方のみが開放されている屋内給油取扱所の一定の場所には、避難設備として誘導灯を設けるとともに、当該誘導灯の設置の基準について規定されたこと(令第21条の2、規則第38条の2)。
- ク 屋内給油取扱所を設置する建築物の要件について定められたこと(令第17条第2項第1号、規則第25条の7)。屋内給油取扱所の上階用途に関しては、

これまで、店舗等不特定多数の者が出入りする用途及び共同住宅等の用途に供することは出火時の避難対策上の観点等から好ましくないとして、これらの用途に供せられる建築物内に給油取扱所を設置することは認めるべきでない旨の行政指導を行ってきたところであるが、今回の改正により、病院、老人福祉施設等消防法施行令別表第1(内)に掲げる防火対象物の用途を除き、屋内給油取扱所の上階の用途は原則として自由となるものであること。

- ケ 屋内給油取扱所には簡易タンクを設けてはならないこととされたこと(令第17条第2項柱書)。
- コ 屋内給油取扱所の専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、次のものを除き、屋外給油取扱所と同様とされたこと(令第17条第2項第2号)。
- (7) 専用タンク又は廃油タンク等の注入口の設置位置
- (イ) 危険物の量を自動的に表示する装置の設置
- サ 屋内給油取扱所の専用タンク又は廃油タンク等に設ける通気管については、その設置位置に係る部分を除き、屋外給油取扱所の専用タンク又は廃油タンク等の通気管の規定を準用することとされたこと(令第17条第2項第3号、規則第20条第5項)。
- シ 屋内給油取扱所の専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けることとされたこと(令第17条第2項第4号)。
- ス 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする(建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。)とともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画することとされたこと(令第17条第2項第5号)。
- セ 屋内給油取扱所は通風及び避難上の観点から二方を



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区长吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



開放するため壁を設けないこととされていたが、一方が自動車等の出入する側に面しており、他の一方が通風及び避難のための自治省令で定める空地に面しているものについても、二方が開放されている屋内給油取扱所として同様の技術基準によるものとされたこと（令第17条第2項第9号本文、規則第25条の8）。さらに、一定の措置を講じた屋内給油取扱所については、当該建築物の一方のみが自動車等の出入する側に面するとともに、壁が設けられていなければ足りることとされ、道路に一方しか面していない屋内給油取扱所の設置が新たに認められたこと（令第17条第2項第9号ただし書、規則第25条の9）。

ソ 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けてはならないものであること（令第17条第2項第10号）。

タ 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあっては、危険物の漏えいの拡大及び上階への延焼を防止するための一定の措置を講じなければならないこととされたこと（令第17条第2項第11号、規則第25条の10）。

チ 航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所並びに給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所について令第17条第1項及び第2項の基準の特例が定められたこと（令第17条第3項、規則第26条から第28条まで）。

11 販売取扱所の基準

販売取扱所の定義が改められ、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所のうち、指定数量の倍数が15以下のものが第1種販売取扱所、指定数量の倍数が15を超え40以下のものが第2種販売取扱所とされたこと（令第3条第2号）。

12 移送取扱所の基準

移送取扱所の配管、管継手及び弁の材料の規格が、最新の日本工業規格の内容に沿って改められたこと（告示第5条）。

13 一般取扱所の基準

(1) 令第19条第1項の一般取扱所の基準

ア 一般取扱所が当該施設との間に保安のための距離を保つべき対象物として、新たに、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設及び障害者職業訓練校が追加されたこと（規則第11条第4号）。

イ 一般取扱所の延焼のおそれのある外壁は、出入口

以外の開口部を有しない耐火構造の壁とするとともに、当該開口部には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けることとされたこと（令第19条第1項において準用する令第9条第1項第5号、第7号）。

ウ 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面に高さ0.15m以上の囲いを設けることとされているが、危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる自治省令で定める措置を講じた場合には、当該囲いに代替することができるものとされたこと（令第19条第1項において準用する令第9条第1項第12号）。

エ 危険物を取り扱う配管の基準について、その整備が図られたこと（規則第13条の5）。

(2) 一般取扱所のうち、当該施設における危険物の取扱形態が類型化できる次のものについては、施設の形態に対応した令第19条第1項の基準の特例が定められたこと（令第19条第2項）。

なお、従前、基準の特例（令第23条）により設置の許可がされてきたものについては、令第19条第2項の基準が申請者において選択できることとされたこと等を踏まえ、新たに整理する必要はないものであること。

ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）（規則第28条の54第1号、第28条の55）

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

（次号へ続く）

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

Ⓧ新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市中央区南船場2丁目7番14号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588(代)